

# 新井商工会議所 備品貸出料金規定

## (目的)

第1条 この規定は、新井商工会議所の備品に係わる手数料について規定する。

## (料金)

第2条 料金については、下記の内容とする。 (税込)

貸出備品名	使用料	
音響設備一式(マイク等)	1,100円(1本1日)	
ノートパソコン	1,100円(1台1日)	
マルチプロジェクター一式(スクリーン含む)	3,300円(1日)	
スクリーンのみ	1,100円(1日)	
ガラポン玉、ベル一式	非会員 4,400円 (1回)	会員 3,300円 (1回)
<b>注意事項</b> 1. 使用料は、現金及び銀行振込(振込手数料は使用者負担)にて納付すること。 尚、原則として一度納められた使用料はお返し致しません。 2. 貸室の設営は使用者にて使用時間内で完了すること。 3. 備品の破損遺失については、借用者の責任において賠償の責を負うものとする。 4. パソコン貸出制限台数は10台、マイクは最大2本まで貸出すものとする。 5. 上記備品の屋外への持出は原則禁止。 ただし、会員・関係団体から屋外利用の申出があった際は、その限りではない。		

## (規定の改廃)

第3条 この規定の改正及び廃止については専務理事の決裁を得なければならない。

## 附 則

- この規定は、平成20年10月1日から実施する。
- この改正規定は、平成26年4月1日から実施する。
- この改正規定は、平成30年9月1日から実施する。
- この改正規定は、令和2年10月1日から実施する。